

〈判例研究〉

## 令和元年参議院議員選挙と投票価値の平等

最高裁令和2年11月18日大法廷判決、令和2年(行ツ)78号、選挙無効請求事件、民集74巻8号登載予定、判時2477号3頁、判タ1480号62頁

大竹 昭裕

### I 事実の概要

本件は、令和元年7月21日施行の参議院議員通常選挙（「本件選挙」）につき、東京都選挙区及び神奈川選挙区の選挙人である上告人らが、公職選挙法14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記選挙区における選挙も無効であるとして提起した選挙無効訴訟である。

国会では、平成30年7月18日、平成27年の公職選挙法改正（「平成27年改正」）による4県2合区を維持した上で、選挙区選出議員の定数を2人増員して埼玉県選挙区に配分し、また、比例代表選出議員の定数を4人増員するとともに、政党等が優先的に当選人となるべき候補者を定めることができる特定枠制度を導入するとの法律案が可決成立し（「平成30年改正法」）、同年10月25日に施行された（この改正後の定数配分規定を「本件定数配分規定」という）。同法による公職選挙法改正（「平成30年改正」）の結果、平成27年10月実施の国勢調査結果による日本国民人口に基づく選挙区間の議員1人あたりの人口の最大較差（各立法当時の「選挙区間の最大較差」はこの人口の最大較差）は2.99倍となった。本件選挙は、本件定数配分規定の下での初めての通常選挙で、本件選挙当時の選挙区間における議員1人あたりの選挙人数の最大較差（各選挙当時の「選挙区間の最大較差」）はこ

の選挙人数の最大較差）は3.00倍であった。なお、本件選挙で合区の対象となった徳島県での投票率は全国最低となり、鳥取県・島根県でもそれぞれ過去最低の投票率であった。また、合区対象の4県での無効投票率はいずれも全国平均を上回り、徳島県は全国最高であった。

本件選挙については、同様の選挙無効訴訟が各地の高裁・高裁支部に提起され、本件原審を含む16件の判決が下されている。いずれも結論としては合憲との判断であったが、そのうち2件はいわゆる違憲状態だが合憲とするものであった。

なお上告審では、本判決を含め本判決と同旨の判決が4件下されているが、そのうち2件には、「各論旨は、憲法56条2項、1条、前文第1文前段等を根拠として、本件選挙は憲法の保障する1人1票の原則による人口比例選挙に反して無効であるなどというが、所論に理由のないことは以上に述べたところから明らかである」との判示が加えられている<sup>(1)</sup>。

### II 判 旨

(1)「社会的、経済的変化の激しい時代にあって不断に生ずる人口変動の結果、……投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至

るものと解するのが相当」であり、「基本的な判断枠組みとしてこれを変更する必要は認められない」。

(2)「憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき任期を6年の長期とし、解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行うことを定めている(46条等)。その趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、……国会の合理的な裁量に委ねられており、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとする事とも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものと考えられる」。「また、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。」

(3)「平成29年大法廷判決は、平成27年改正法附則7条が次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を規定していること

等を指摘した上で、平成27年改正は、長年にわたり選挙区間における大きな投票価値の不均衡が継続してきた状態から脱せしめるとともに、更なる較差の是正を指向するものと評価することができるとし、このような事情を総合すれば、平成28年選挙当時の選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題を生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないと判示した。本件選挙は、同判決の言渡しの後成立した平成30年改正法における本件定数配分規定の下で実施されており、その投票価値の不均衡については、同判決の判示した事情も踏まえた検討がされるべきである」。「平成30年改正法の内容は、結果として、選挙区選出議員に関しては1選挙区の定数を2人増員する措置を講ずるにとどまっている。他方、同法には上記附則のような規定が設けられておらず、同法の審議において、参議院選挙制度改革について憲法の趣旨ののっとり引き続き検討する旨述べた附帯決議がされたが、その中では選挙区間における較差の是正等について明確には言及されていない。国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、参議院議員選挙については直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難く、前記(2)で述べた憲法の趣旨等との調和の下に投票価値の平等が実現されるべきことは平成29年大法廷判決等でも指摘されているのであるから、立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められているところ、上記のような平成30年改正において、こうした取組が大きな進展を見せているとはいえない」。「しかしながら、……平成30年改正の経緯及び内容等を踏まえると、同改正は、参議院議員の選挙制度について様々な議論、検討を経たものの容易

に成案を得ることができず、合区の解消を強く望む意見も存在する中で、合区を維持して僅かではあるが較差を是正しており、数十年間にわたって5倍前後で推移してきた最大較差を前記の程度まで縮小させた平成27年改正法における方向性を維持するよう配慮したものであるということが出来る。また、参議院選挙制度の改革に際しては、憲法が採用している二院制の仕組みなどから導かれる参議院が果たすべき役割等も踏まえる必要があるなど、事柄の性質上慎重な考慮を要することに鑑みれば、その実現は漸進的にならざるを得ない面がある。そうすると、立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできない。」

(4)「以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成30年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。」

なお、本判決には、三浦守裁判官、草野耕一裁判官の各意見、林景一裁判官、宮崎裕子裁判官、宇賀克也裁判官の各反対意見が付されている。

### Ⅲ 研 究

#### 1. はじめに

最大判平成8年9月11日民集50巻8号2283頁は、選挙区間の最大較差が6.59倍あった平成4年7月の参議院議員通常選挙につき「違憲状態」にある旨の判断を示したが、その後も選挙区間での投票価値の較差が恒常的に5倍前後あったにもかかわらず、最高裁は定数配分規定を「違憲状態」とはしなかった。しかし、最大判平成16年1月14日民集58巻1号56頁は、6人の裁判官が定数配分規定を違憲とするとともに、行政裁量に対する司法審査

手法を立法裁量の分野にも適用してこれをより厳格に統制<sup>(2)</sup>しようとする4人の裁判官による「補足意見2」も次回選挙で漫然と現在の状況が維持されたままであれば違憲判断の余地が十分あると警告した。また、最大判平成18年10月4日民集60巻8号2696頁は、選挙制度の枠組みの見直しを含む投票価値較差縮小のための継続的検討の必要性を指摘し、最大判平成21年9月30日民集63巻7号1520頁は、定数配分規定を憲法に違反するに至っていたとすることはできないとしたが、同時に、投票価値の較差縮小を図ることが求められる状況にあり、最大較差の大幅な縮小のためには「現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要」と指摘した。このような判例の流れの中で、最大判平成24年10月17日民集66巻10号3357頁（「平成24年大法廷判決」）は、選挙区間の最大較差が5.00倍だった平成22年7月施行の参議院議員通常選挙につき、選挙区間における投票価値の不均衡は「違憲状態」との判断を下し、さらに、選挙区間の最大較差が4.77倍だった平成25年7月施行の通常選挙についても、最大判平成26年11月26日民集68巻9号1363頁（「平成26年大法廷判決」）は「違憲状態」だとする判断を下した。両判決はいずれも、結論としては合憲としたが、同時に、国会に対して、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する方式をしかるべき形で改めるなど、できるだけ速やかに現行選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置により違憲の問題が生ずる不平等状態を解消するよう求めた。これをうけ平成27年7月、鳥取県と島根県、徳島県と高知県をそれぞれ合区して定数2人の選挙区とするとともに、3選挙区の定数を2人ずつ減員し、5選挙区の定数を2人ずつ増員する公職選挙法の一部を改正する法律（「平成27年改正法」）が成立し、同法による公職選挙法の平成27年改正の結果、平成22年国勢調査に基づく選挙区間の最大較差は2.97倍となった。平

成28年7月施行の通常選挙時の選挙区間の最大較差は3.08倍であったが、最大判平成29年9月27日民集71巻7号1139頁（「平成29年大法廷判決」）は、本判決の判旨（3）第一文のように述べて、「違憲状態」にはないと判示した。

平成29年大法廷判決後の平成30年改正の内容はIで述べたとおりである。本件選挙は本件定数配分規定の下での初めての通常選挙であるが、そこでの選挙区間の投票価値不均衡につき最高裁がいかなる判断を下すかが注目されていた。最高裁は、この点について、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえないとの判断を下した。

## 2. 判断枠組み

判旨（1）では、①「社会的、経済的変化の激しい時代であって不断に生ずる人口変動の結果、……投票価値の著しい不平等状態が生じ」、かつ、②「それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合」に、「当該定数配分規定が憲法に違反するに至る」とする従来からの2段階の判断枠組みを確認している。

ところで、平成26年大法廷判決は、投票価値不均衡が「違憲状態」にあると認定した後判断枠組み②段階の審査を行うにあたり、従来の判断枠組みを「①当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えて当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否か」と整理し直し、このような判断方法が採られてきたのは「憲法の予定している司法権と立法権との関係」に由来するとした。①段階は、投票価値較差について憲法上の要請に従って判断を

下すことが可能な段階で、法原理機関としての司法権の役割が重視されるのに対し、②段階は、選挙制度の仕組みを考えるのに適した機関が国会であることからある程度立法経過を考慮しつつ立法裁量を統制するというもので、国会の役割が重視される、との指摘<sup>(3)</sup>があるように、①段階は、投票価値不均衡が憲法の要請に抵触していないかどうかという客観的判断が求められるところであり、最高裁の要求に対し国会がどのように対応したかは②段階での判断ということになる<sup>(4)</sup>。また、衆議院議員選挙に関する最大判平成25年11月20日民集67巻8号1503頁は、従来からの判断枠組みを整理し直した上で、「憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、……①の段階において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法的判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ、……②の段階において憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たって、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきもの」と述べ、国会の取組みは②段階で評価すべきものとしていた。

しかしながら、平成29年大法廷判決が「違憲状態」にないとの①段階の判断の根拠としたのは、2.97倍、3.08倍という投票価値不均衡の客観的評価というよりも、本来②段階での評価の対象となるはずの較差是正のための国会の努力であり、しかも、そこには実現可能性が不確実なものでしかない今後に向けての較差是正の決意表明までもが含まれていた。さらには、衆議院議員選挙に関する最大

判平成30年12月19日民集72巻6号1240頁（「平成30年大法廷判決」）では、①段階で、「各大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図った」と国会の努力を評価するだけではなく、選挙当時の区割規定には未だ反映されていない立法措置の内容をも考慮して、「違憲状態」ではないとの結論を導いていた<sup>(5)</sup>。

本判決の判旨（4）で導き出された判断も「違憲状態」ではないという①段階での判断であり、その理由とされているのは、(i)「平成30年改正の経緯及び内容等を踏まえると、同改正は、参議院議員の選挙制度について様々な議論、検討を経たものの容易に成案を得ることができず、合区の解消を強く望む意見も存在する中で、合区を維持して僅かではあるが較差を是正しており、数十年間にわたって5倍前後で推移してきた最大較差を前記の程度まで縮小させた平成27年改正法における方向性を維持するよう配慮したものであるということ」、(ii)「参議院選挙制度の改革に際しては、憲法が採用している二院制の仕組みなどから導かれる参議院が果たすべき役割等も踏まえる必要があるなど、事柄の性質上慎重な考慮を要することに鑑みれば、その実現は漸進的にならざるを得ない面がある」こと、に基づく「立法府の検討過程において較差の是正を指向する姿勢が失われるに至ったと断ずることはできない」との国会の取組姿勢に対する評価である。ここでは、国会の努力や姿勢を①段階で評価する判断手法が、判例上定着したかのようにさえ見える<sup>(6)</sup>。

最高裁が国会の努力や姿勢を①段階で評価することについて、「選挙制度の仕組み自体の見直し」が関わる場合には事柄の重要性から立法裁量の範囲がより広くなるとし、通常であれば、較差が許容限度を超えれば合理的期間・相当期間内に国会の是正努力が求められ、それが行われればことは済み司法府と立法府との対話も「一回性」のものとなるが、近時の参議院投票価値較差訴訟は選挙制度の

仕組み自体の見直しに関わるもので、そこでは、広い立法裁量の下で、制度見直しに向けて熟慮を尽くし真摯に努力を続けている限り、そのための「いとま」が必要との考慮要素が投票価値平等その他の要請と調整されて、その結果、較差それ自体は違憲の問題とならず司法府と立法府との対話も「継続的」なものとなる、と指摘する見解<sup>(7)</sup>がある。この見解は最高裁が①段階で国会の努力や姿勢を評価することを合理的に説明しようとするものと言えようが、それは結局のところ、最高裁が、形式的には従来判断枠組みを踏襲しつつも実質的には問題状況によって判断枠組みを変容させている、ということになるか<sup>(8)</sup>。ただ、平成24年大法廷判決・平成26年大法廷判決にしても、①段階で客観的な数値上の較差だけを論じていたわけでもない。あるいは、最高裁が国会の努力や姿勢を抛り所に「違憲状態」ではないとの判断を導き出せるのは、投票価値平等に関する問題は主観的権利侵害の問題ではないとの把握が背景にあることを意味しているのであろうか。ただいづれにしても、このような判断手法は、三浦裁判官の意見が言うように「客観的な不平等状態の評価」とは言い難く、違憲状態と違憲との区別を必然的に曖昧なものとする<sup>(9)</sup>ことになる。

### 3. 本件定数配分規定の合憲性

判旨（4）で「違憲状態」ではないとの結論を引き出した直接の根拠は、前述したとおり、(i)平成30年改正が平成27年改正法の方向性を維持していること、(ii)参議院選挙制度改革実現は漸進的にならざるを得ない面があることから導き出される、国会の「較差の是正を指向する姿勢」が失われてはいないとの評価である。このような評価は平成29年大法廷判決が示した事情も踏まえた検討の結果であるが、本判決自らが認めるように、平成29年大法廷判決後に行われた平成30年改正

の実態は、較差の僅かの縮小にとどまっていた。是正の取組みが大きく進展したものではなかったし、選挙制度改革に関する附帯決議にも較差是正についての明確な言及はなかった(判旨(3))。このような実態は、本判決にあたって踏まえたはずの平成29年大法廷判決が示した事情、すなわち、平成27年改正が「指向」したとされる「さらなる較差の是正」、平成27年改正法附則7条が「必ず結論を得る」とした「次回の通常選挙に向けた選挙制度の抜本的な見直し」とはたして言えるのか、大きな疑問を抱かざるを得ない<sup>(10)</sup>。平成29年大法廷判決について筆者は「国会への配慮を色濃く滲ませたもの」<sup>(11)</sup>と評したが、本判決も同様と言わざるを得ないであろう。

ところで、本判決は選挙区間の最大較差が3.00倍あった本件選挙当時の選挙区間投票価値較差を「違憲状態」ではないとしたのであるから、参議院議員選挙については3倍までの較差そのものは憲法上許容されると判断した、といてよいのであろうか。しかし、最高裁は衆議院・参議院を問わずこれまでも較差の許容限度を数値として表明したことはないし、本判決でも表明されてはいない。ただ、「較差の是正を指向する姿勢」が継続しているとの評価の下に「違憲状態」とは言えないとの判断を導いているのであるから、本件選挙当時の較差状態を維持できれば「合憲状態」が続くと考えているわけでもなさそうである<sup>(12)</sup>。

判旨(3)では、「国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、参議院議員選挙については直ちに投票価値の平等の要請が後退してもよいと解すべき理由は見だし難く、……憲法の趣旨等との調和の下に投票価値の平等が実現されるべきことは平成29年大法廷判決等でも指摘されている」とするが、平成29年大法廷判決では、参議院における投票価値の平等は3年ごとの半数改選など「考慮を要する固有の要素があることを

踏まえつつ」実現されるべきとしており、「投票価値の平等の要請」よりむしろ「参議院の特殊性」を重視するかのようであった。この点からすると、本判決では平成29年大法廷判決と比べて「投票価値の平等の要請」がより強められているようにも見えるが、それでは求められるのはどの程度までの平等なのか。衆議院の場合、平成30年大法廷判決は、最大較差が2倍以上に「ならないようにする」と定める衆議院議員選挙区画定審議会設置法3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとして「違憲状態」は「解消」されたとの判断を下した。2倍という基準の憲法上の評価を平成30年大法廷判決は直接には明言していないものの、衆議院の場合には選挙制度整備のために国会自ら設定した基準が法律に明示されている。このような基準を持たない参議院について「較差の是正を指向する姿勢」の継続を求める以上、二院制に関する「憲法の趣旨等との調和の下で」憲法上要求されるゴールがどの辺りにあるのかを最高裁として示していくことも必要なのではないだろうか<sup>(13)</sup>。

#### 4. 都道府県単位選挙区と合区

最大判昭和58年4月27日民集37卷3号345頁は、参議院の独自性を強調しつつ都道府県単位の選挙区が持つ都道府県代表的意義、住民意思集約機能を指摘してその合理性を認め、その後の判決も都道府県を構成する「住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味」することを国会の裁量権の合理的行使として是認してきた<sup>(14)</sup>。これに対して平成24年大法廷判決は、都道府県単位の選挙区は憲法上の要請ではなく、むしろ、「都道府県を選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して投票価値の大きな不平等が長期にわたって継続している」とし、都道府県単位の現行方式をしかるべき形で改めるなど、「現行の選挙制度の仕

組み自体の見直しを内容とする立法的措置」を求め、平成26年大法廷判決もこの立場を継承した。ところが、平成29年大法廷判決は、(ア)「具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない」とした上で、(イ)平成24年大法廷判決・平成26年大法廷判決の「判断は、都道府県を各選挙区の単位として固定することが投票価値の大きな不平等状態を長期にわたって継続させてきた要因であるとみたことによるものにほかならず、各選挙区の区域を定めるに当たり、都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたものではない」と述べて、両判決が投票価値不平等状態継続の要因として捉えていた都道府県単位の選挙区制度の不合理性を否定した。本判決では、(ア)は維持されているが(判旨(2))、都道府県を選挙区設定単位とすることの不合理性を否定した(イ)が消えている。この点を捉えて、本判決は都道府県単位の選挙区の見直しが必要との立場に復したとする見方<sup>(15)</sup>もある。しかし、(ア)がそのままであることも考えると、「憲法が採用している二院制の仕組みなどから導かれる参議院が果たすべき役割等」を踏まえたときに都道府県単位の選挙区制がどのように評価されるのか、平成24年大法廷判決・平成26年大法廷判決や平成29年大法廷判決との関係は明確とは言い難い<sup>(16)</sup>。

他方、平成29年大法廷判決は、平成27年改正で採用された「合区」という手法を、選挙区間の最大較差縮小に寄与するものとして肯

定的に評価していた<sup>(17)</sup>。本判決の判旨(3)では「合区の解消を強く望む意見も存在する中で、合区を維持」したことは述べられているが、「合区」それ自体に対する直接的評価は示されていない。ただ、それにより「僅かではあるが較差を是正」しているとするのであるから、肯定的評価は維持されているといえようか<sup>(18)</sup>。しかし、「合区」の一部採用は、宮崎裁判官の反対意見も指摘するように、住民意思集約機能を発揮する上で都道府県が必然的とは言えないことを自ら証明するものでもある。またそれと同時に、「合区」となった選挙区と従来通りの都道府県単位の選挙区との併存は、同じ参議院議員選挙であるにもかかわらず、民意集約機能を都道府県に依拠できる有権者と都道府県には依拠できない有権者を併存させることとなり、投票価値の不均衡とは別の新たな不平等を生じさせていることも見逃せないだろう<sup>(19)</sup>。

## 5. おわりに

すでに述べたように、本判決は、「較差の是正を指向する姿勢」が継続していることを合憲の理由とし、「立法府においては、今後も不断に人口変動が生ずることが見込まれる中で、較差の更なる是正を図るとともに、これを再び拡大させずに持続していくために必要となる方策等について議論し、取組を進めることが求められている」(判旨(3))というのであるから、求められるゴールがどの辺りにあるのか不明ではあっても、国会としては較差是正のための取組を止めることは許されない。しかし、そのためにいかなる方策を採り得るのか。「合区」については、前述のような問題点があるだけでなく、政権与党では「合区解消」を改憲項目に掲げるなど「合区」そのものに対する反発も根強い。そうとなると、平成30年改正に至る議論の中でも見られたブロック選挙区制が有力な候補となるのか<sup>(20)</sup>。「較差の是正を指向する姿勢」の継続

を引き出すにあたって、判旨(3)は「憲法が採用している二院制の仕組みなどから導かれる参議院が果たすべき役割等も踏まえる必要があるなど、事柄の性質上慎重な考慮を要する」として参議院選挙制度改革の実現は「漸進的にならざるを得ない面がある」ことを認めていたが、それが較差是正を実現できないことの免罪符になるものでもないだろう。国会が具体的にいかなる取組みを見せるのか、注目される場所である。

注

- (1) 判例時報2477号(2021年)5-6頁及び判例タイムズ1480号(2021年)65頁の匿名解説。なお、本判決を論じたものとして、吉川智志「令和元年参議院議員通常選挙における平成30年改正後の定数配分規定の合憲性」法学セミナー増刊 速報判例解説28号(2021年)47頁、斎藤一久「2019(令和元)年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室488号(2021年)52頁、池原桃子「公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」ジュリスト1558号(2021年)80頁、安念潤司「参議院定数配分不均衡訴訟の来し方」論究ジュリスト36号(2021年)216頁などがある。
- (2) 今関源成「参院定数不均衡最高裁判決-最高裁2004年1月14日大法廷判決をめぐって」ジュリスト1272号(2004年)92頁、福井章代「公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」ジュリスト1280号(2004年)122頁など参照。
- (3) 河北洋介「近年の一票の較差に関する最高裁判決について」名城法学66巻1・2号(2016年)291頁。
- (4) 大竹昭裕「平成28年参議院議員選挙と投票価値の平等」青森法政論叢19号(2018年)109頁。なお、宇賀克也裁判官は、反対意見で「違憲状態であれば、合理的期間の経過の有無を問わず、違憲と判断してよいのではないか」との疑問を表明している。
- (5) 平成30年大法廷判決については、差し当たり、大竹昭裕「衆議院小選挙区の投票価値不平等違憲状態『解消』判決について」法学教育研究会

- 誌3・4合併号(2019年)29頁以下参照。
- (6) 吉川・前掲論文注(1)49頁は、これが衆参の投票価値較差訴訟に共通した判断手法となるか、現時点では即断できないとする。
- (7) 安西文雄「参議院投票価値較差訴訟をとらえる視座-令和元年高裁判決の背景にある判例理論-」判例時報2459号(2020年)152頁。
- (8) 但し、学説からは既に、「参議院定数訴訟に関する平成16年大法廷判決から平成18年大法廷判決、平成21年大法廷判決へと至る流れは、最高裁による立法者の努力を評価する司法判断が、……客観的な違憲状態の判断にも及んでいる」ことが指摘されていた(藤井樹也「立法者の努力を評価する司法判断」戸松秀典・野坂泰司編『憲法訴訟の現状分析』(有斐閣、2012年)411-412頁)。
- (9) 毛利透「投票価値較差訴訟の現状と課題」毛利透・木下智史他『憲法訴訟の実践と理論』(判例時報2408号臨時増刊、2019年)210頁参照。
- (10) 三浦裁判官は意見で、本件選挙当時、較差2.9倍を超える選挙区が4選挙区あり、その選挙人数の合計は全体の約21.6%を占めていることを指摘し、「平成30年改正にもかかわらず、選挙区間の較差に関する2.9倍超という水準でみると、投票価値の不均衡はむしろ広がっており、今後、更に拡大する事態も予想される」と述べている。
- (11) 大竹・前掲論文注(4)110頁。
- (12) 吉川・前掲論文注(1)4頁は、較差再拡大の場合だけでなく、現在水準の較差が長期間継続した場合にも再び「違憲状態」との判断があり得ると指摘する。
- (13) 毛利・前掲論文注(9)210頁参照。なお、宇賀克也裁判官反対意見は、「選挙権が国民主権の基礎となる極めて重要な権利であることに照らせば、国会は、1票の価値の較差がない状態をデフォルトとして制度設計しなければならず、技術的・時間的制約から、1票の価値に不均衡が生ずるやむを得ない事情があるのであれば、国会がそのことについて説明責任を負い、合理的な説明がされない場合には、違憲状態にある」と述べている。
- (14) 安念・前掲論文注(1)220頁参照。
- (15) 升永英俊『統治論に基づく人口比例選挙訴訟Ⅲ』(日本評論社、2021年)141・146頁
- (16) 斎藤・前掲論文注(1)56頁参照。
- (17) 上田健介「参議院選挙制度と議員定数訴訟の課題」憲法研究5号(2019年)175頁。



- (18) 斎藤・前掲論文注（1）57頁。
- (19) 新井誠「2019年参議院議員選挙区選挙の『一票の較差』訴訟をめぐる高裁諸判決」判例時報2454号（2020年）137頁参照。なお、宮崎裁判官の反対意見は、4県2合区・43都道府県選挙区という制度が95%以上の選挙区で都道府県を各選挙区の単位として固定する点で平成24年大法廷判決が問題とした選挙制度と基本構造を同じくすると指摘する。
- (20) 升永・前掲書注（15）143頁以下参照。